

高知市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱施行基準(抜粋)

(営業施設内の掲示事項)

第3条 要綱第6条に基づき営業施設内に掲示すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 利用上必要な事項

- ア 洗濯機、乾燥機、給水設備等の使用方法等に関する事。
 - イ 衣料等被洗濯物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関する事。
 - ウ ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあつては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関する事。
- (2) 施設及び設備の汚損防止等に関する事項
- ア 洗濯前後の手指の洗浄等に関する事。
 - イ 施設及び設備の汚損防止に関する事
 - ウ 伝染性の疾患に罹患した者又はこれに接触した者が着用した衣類等の洗濯の禁止に関する事。
 - エ し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関する事(これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合においては、その旨を記載する事)。
 - オ その他施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき事項に関する事。